

# 北総モラールアップ通信

チーム北総 思いを伝えるチーム ~和・輪・話~



千葉県教育庁北総教育事務所 管理課

夏休みが終わり、約1か月が経とうとしています。各学校は、休み中に先生方が十分にリフレッシュされ、子どもたちと一緒に充実した学校生活をスタートしていることと思います。これまでの学校訪問を通じて、業務改善に向けた新たな取組や小さな改善を積み重ね、成果を上げている学校の様子を拝見いたしました。特に、学校全体でICT活用に積極的に取り組み、効率よく考えを共有し、対話的で深い学びに結びつけている授業が数多く展開されていました。感染症対策を強いられてきたこの対応を通して学校の教育活動は確実に発展していると感じています。この歩みを止めることなく、子どもたちが意欲的に学ぶことのできる教育環境の提供ができるようお願いいたします。

さて、第2号でも教職員の処分案件についてふれ、職員の綱紀の粛正については、強く要請してきたところではありますが、残念ながら不祥事は後を絶ちません。私たち教員は、子どもたちとの関わりを通して喜びを感じています。その子どもたちに悲しい思いをさせることは、断じて許されることはありません。道を踏み外しそうな職員が存在に気づき、思いとどまらせ、改善の方向へ導くことができるのは、信頼できる管理職や同僚、家族等の存在だと思えます。

もう誰も悲しむ顔は見たくありません。皆さん一人ひとりの仲間を思う意識が、不祥事根絶につながります。「すべては、みんなの笑顔のために」。皆さんの意識の結集が、安全・安心で信頼される学校づくりにつながっていくことを信じております。

## 今月のテーマ「わいせつセクハラ行為の根絶」

チーム北総 今年度のキーワードは、

**トリプルC ☆ CHANCE CHANGE CHALLENGE**

ピンチをチャンスに **アフターコロナの教育活動**に向けて**チェンジ**

安全・安心で信頼される学校づくりにさらに**チャレンジ**

これまで「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」については、各校でのモラールアップ研修等で取り上げられていることかと思いますが、今回は再確認の意味も込めて、もう少し細かく法律の内容を確認してみます。

### クローズアップ 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律

#### 目的

※は裏面「定義の確認」参照

児童生徒等\*の尊厳を保持するため、教育職員等による児童生徒性暴力等\*の防止等\*に関する施策を推進し、もって児童生徒等の権利利益の擁護に資することを目的とする。

#### <今号の参考資料>

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の公布について (通知) 文部科学省 (HP) →→→

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/kyoin/mext\\_01584.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/mext_01584.html)

「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」についての基礎の習得 文部科学省 (YouTube) →→→

<https://www.youtube.com/watch?v=NnNZ3ViYitc>



#### この法律で定められたような性暴力被害が起きた場合…

##### 被害を受けた子供への影響

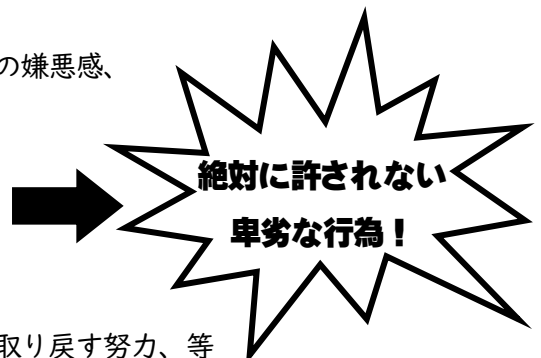
トラウマによる生活状況の悪化、PTSDの発症、自己への嫌悪感、自殺念慮、不眠、周囲からの孤立、進学や就職の制限、等回復し難い心理的外傷など人生そのものへの強い悪影響

##### 学校に通う児童生徒等や保護者への影響

体調不良、不登校、転校の検討、教育界全体への不信、等

##### 同僚への影響

警察や保護者への事案対応、加害者への怒りや不信感、児童生徒等へのケア、事案対応で発生した授業等の遅れを取り戻す努力、等



## 定義の確認

### 児童生徒等（第2条第2項）とは…

学校に在籍する幼児、児童又は生徒、それ以外の18歳未満の者のこと

※つまり、自校に在籍する児童生徒はもちろん18歳未満の者は全て「児童生徒等」となります。

**重要!** 卒業生でも18歳未満なら「児童生徒等」です。全ての18歳未満の児童生徒と私的につながることや身体的に接触することは本法に抵触する可能性があります。

### 児童生徒性暴力等（第2条第3項）とは…

- ① 児童生徒等に性交等を行うこと又は性交等をさせること
- ② 児童生徒等にわいせつな行為を行うこと又はわいせつな行為をさせること
- ③ 児童買春、「児童ポルノ法」違反（児童買春の周旋・勧誘、児童ポルノの所持・提供等）
- ④ 衣服その他の身に着ける物の上から又は直接に人の性的な部位その他の身体の一部に触れること（=不必要な身体接触）  
通常衣服で隠されている人の下着又は身体を撮影し又は撮影する目的で写真機その他の機器を差し向け若しくは設置すること（=盗撮）
- ⑤ 児童生徒等に対し、性的羞恥心を害する言動であって、児童生徒等の心身に有害な影響を与えるものを行うこと（SNSやメールを含む）

**重要!** 上記のことは、刑事罰とされない行為も含まれます。  
また、児童生徒等の同意や暴行・脅迫の有無を問わないという点も重要です。

### 防止等（第2条第4項）とは…

「防止」「早期発見」「対処」の3つのこと

学校に課せられた責務

**重要!** 防止のために → 児童生徒等に対する啓発を行うこと  
早期発見のために → 定期的な調査を行うこと、学校全体で防止・早期発見に取り組むこと  
対処のために → 相談を受けたり被害を受けたと思われる場合は適切迅速に対処すること

## 身体の一部に触れること → 次の場合は？

- 児童生徒とハイタッチをする。
- 元気のない子を励ますために肩や腰に触れる。
- がんばった子を労うために頭をなでる。
- 児童から何気なく膝に乗ってきたり体を寄せてきたりした。
- 体育の実技指導で子供との必要な身体接触が生じる。
- 着替えや排せつ等の身の回りの支援をする。

## ポイント

その行為が正当な身体接触かどうかの判断基準は、児童生徒にとって本当に必要な身体接触か、児童生徒本人がその身体接触に対してどのような気持ちを抱いているかという点です。

教師側に意図があっても、児童生徒本人が羞恥心や不安を覚える身体接触は、状況によって「児童生徒性暴力等」になりかねないという危機感をもつことが大切です。



校内研修等でも、起こり得る状況について出し合い、話し合ってみてはいかがでしょうか。

これら性暴力等の被害は潜在化しやすい（被害拡大の恐れがある）ため、被害の防止と早期発見の必要性があります。子どもたちが安心・安全な学校で生活できるよう、大切な場所を守るためには先生たちの力が不可欠です。そのためにも各学校で実効性のある不祥事根絶の取組として「心に響く研修や対話」の一層の推進をお願いします。

## ★コンゼツ・ノ・ヒント★ ～学校訪問で目にした「ナイス・トリクミ」紹介～

自分の大切な人（家族等）に「不祥事は絶対に起こさない」ための決意の宣誓をする。



上記は取組概要です。各学校の工夫で、より良い取り組みにしてご活用いただければ幸いです。

左記の取組は「自制心の欠如」という不祥事（わいせつ等）の起こる要因を意識させ、「自制心を高める取組」として効果的であると思います。自分にとって一番大切な人を考え、機会を作り決意を宣誓することは業務をするうえでも、改めて自分を律し、万一、心のスキが生まれ判断を求められた際の、心のよりどころになるのではないのでしょうか。「これくらい大丈夫…」「勤務時間じゃないし…」とってしまったとき、大切な人、子どもたち、仲間の顔が思い浮かび、踏みとどまるきっかけになればと思います。